

## 待機児童対策にかかる岡山市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の利用ニーズが高まる中、待機児童の解消を図るため、岡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第118号。以下「条例」という。）に基づき民間事業者が設置・運営する児童クラブ活動に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、条例及び規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 放課後児童健全育成事業が実施される場所をいう。なお、同一敷地内で実施されるものを1事業所とする。
- (2) 保護者負担金 放課後児童健全育成事業に係る利用の対価として、民間事業者が児童クラブを利用する児童の保護者から徴収する負担金をいう。なお、延長利用料、保護者会費及び給食費は除くものとする。
- (3) 利用児童数 児童クラブを毎日利用する児童と週のうち数日を利用する児童の合計。なお、週のうちの利用希望日数により算出する。

### (補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、放課後児童健全育成事業であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。ただし、別表第2左欄に掲げる事業区分のうち性被害防止対策に係る設備等支援事業においてはこの限りでない。

- (1) 当該年度の4月1日現在（年度の中途に補助事業を開始する場合においては開始時。以下同じ。）において、事業所に在籍する児童のおおむね50%以上が別表第1に掲げる小学校の児童であること。
  - (2) 当該年度の4月1日現在において、1事業所あたりの利用児童数が10人以上であること。
  - (3) 設定している保護者負担金の額が、岡山市立放課後児童クラブ条例（令和元年9月27日市条例第23号）に基づき実施する岡山市立放課後児童クラブ（以下「市立クラブ」という。）の保護者負担金の額のおおむね2倍を超えないものであること。
  - (4) 児童の受け入れに関し、公平性が保たれていること。
- 2 前項第3号における保護者負担金の額は、児童1人当たりの年間保護者負担金の額を年間開所時間で除して得た時間単価とし、次の条件により算出する。なお、市立クラブの

保護者負担金の額は、1時間当たり100円とする。

- (1) 学年等で保護者負担金の額が異なる場合は、それらのうち最大の額とする。
- (2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業の開所時刻は午後3時からとする。
- (3) 開所時間には延長時間を含まないものとする。
- (4) 土曜日は月2回以上の開所とする。

(補助事業者)

第4条 この補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助事業者」という。）

は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第2項に基づき、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の32の2第1項各号に掲げられる事項その他の必要な事項を市長に届け出ているものであること。
- (2) 岡山市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱及び保育所等における放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱に基づく補助、その他当該事業に対して他事業の補助を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業者としな

い。

- (1) 市税を滞納している者

- (2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過していない者

(補助対象経費)

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表第2左欄に掲げる事業区分に応じ、同表右欄に定める経費とする。

(補助金額)

第6条 補助金額は、別表第2左欄に掲げる事業区分ごとに同表中欄に定める補助基準額と実際に支出した補助対象経費の額を比較し、いずれか低い方の額を合計した額とする。ただし、別表第2左欄に掲げる事業区分のうち性被害防止対策に係る設備等支援事業においては実支出額から寄付金その他収入金を控除した額と100,000円を比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額とする。

2 前項で算出された補助金額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、規則第7条第2項の規定に基づき、補助金の交付の決定に当たって、同条第1項各号に定める事項のほか、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、第17条第2項の市長が定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (4) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付しなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) この補助事業に係る職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を作成するとともに、補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ帳簿及び証拠書類を事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (7) 第5条にかかる経費の補助を受ける場合は、別表第2中欄の上限額を超える部分を除き、保護者負担金を充当してはならない。

(交付の申請)

第8条 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、毎年6月30日（年度の途中で補助を受けようとする場合は随時）までとする。

- 2 規則第5条第1項第1号の事業計画書は、放課後児童健全育成事業計画書（様式第1号）によらなければならない。
- 3 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。
  - (1) 市税を滞納していないことを証明する書類
  - (2) 児童名簿

(変更交付申請)

第9条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して交付申請等を行う場合における申請期限は、別に定める。

- 2 申請の内容を変更して交付申請等を行う場合における書類は、規則第12条に規定する書類のほか、放課後児童健全育成事業計画書（様式第1号）によらなければならない

い。

(状況報告)

第 10 条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関し、9月10日まで（年度の中途に補助事業を開始する場合には、別に定める）に、市長に放課後児童健全育成事業中間報告書（様式第2号）により報告しなければならない。

2 前項にかかわらず、市長から補助事業の遂行状況に関し報告を求められた場合は、随時報告しなければならない。

(着手届及び完了届の免除)

第 11 条 規則第 15 条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第 12 条 規則第 16 条第 1 項第 2 号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 放課後児童健全育成事業実績報告書（様式第3号）

(2) 会計監査報告書（様式第4号）

(3) 決算明細書（様式第5号）

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第6号）により速やかに市長に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、市長は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

(補助金の完了前交付)

第 14 条 規則第 19 条第 1 項ただし書の規定により、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

(補助金の交付決定の取消・返還)

第 15 条 市長は、規則第 20 条に定める補助金交付の決定の取消をする場合は、待機児童対策にかかる放課後児童健全育成事業費補助金交付決定取消通知及び返還命令書（様式第7号）により該当する事業者に通知し、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し既

に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせなければならない。

(調査又は報告)

第 16 条 市長は、補助金の適正な執行を確認するため、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた事業者に対して、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 221 条第 2 項の範囲において、第 7 条第 6 号に定める書類を閲覧し、又は提出を求め、運営状況を調査し、又は報告を求めることができる。

(財産処分の制限)

第 17 条 規則第 24 条第 2 号に規定する機械及び重要な器具で市長が定めるものは、単価 50 万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以上の機械及び器具とする。  
2 規則第 24 条ただし書に規定する市長が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（令和 5 年子ども家庭庁告示第 9 号）に規定する期間とする。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 2 月 19 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

行政区	小学校
北区	横井, 御野, 桃丘, 吉備, 御南, 中山, 陵南, 庄内, 大野, 石井, 加茂, 蛍明, 御津, 平津, 伊島, 津島, 大元, 西, 鹿田, 御津南, 馬屋下
中区	富山, 高島, 旭竜, 平井, 旭操, 操南, 操明, 財田, 三勲, 幡多
東区	西大寺, 芥子山, 可知, 城東台, 西大寺南, 開成, 古都, 江西
南区	福島, 福浜, 第二藤田, 浦安, 箕島, 東疇, 興除, 第一藤田, 灘崎, 妹尾, 芳泉

別表第2（第5条, 第6条関係）

補助事業	補助基準額	補助対象経費
1 放課後児童健全育成事業（基本分）	1事業所あたりの利用児童数×26,000円（年額） ※事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。以下同じ。）が12月に満たない場合は、上記計算により得た額に「事業実施月数÷12」を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とする。	放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費（飲食物費及び補助事業2～4にかかる経費を除く。）
2 放課後児童クラブ送迎支援事業	1事業所あたり521,000円（年額） ※事業実施月数が12月に満たない場合は、上記計算により得た額に「事業実施月数÷12」を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とする。	利用児童の送迎にかかる経費
3 人員確保支援加算	1事業所あたり300,000円（年額）	放課後児童クラブにおける人員確保のため、有料広告等の活用にかかる経費
4 性被害防止対策に係る設備等支援	1事業者あたり100,000円（年額）	性被害防止対策を図るための設備の購入や更新にかかる経費